

厚木市個人情報保護条例第7条及び附則（平成30年条例第5号）第2項に規定する要配慮個人情報の取扱いについて

1 要配慮個人情報について

平成30年3月20日に厚木市個人情報保護条例（以下「条例」という。）を一部改正したことにより、①人種及び民族、②思想、信条及び宗教、③犯罪歴、④社会的差別の原因となる事項に加え、⑤病歴、⑥犯罪により被害を被った事実、⑦～⑪その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮を要する個人情報を要配慮個人情報として新たに定義し、個人情報を取り扱うファイルの一覧にその旨を明示することとなりました。

条例【参考資料1】

要配慮個人情報として取り扱う11項目

- ① 人種
- ② 信条
- ③ 社会的身分
- ④ 病歴
- ⑤ 犯罪の経歴
- ⑥ 犯罪により害を被った事実
- ⑦ 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)があること。
- ⑧ 健康診断その他の検査の結果
- ⑨ 保健指導、診療及び調剤情報
- ⑩ 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索等の刑事事件に関する手続が行われたこと。
- ⑪ 本人を少年法第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

要配慮個人情報とは【参考資料2】

2 実施機関が情報を取り扱うに当たって

要配慮個人情報については、①法令等の規定に基づいて取り扱うとき、又は②個人情報保護審査会の意見を聴いた上で必要があると認めて取り扱うときを除き、その取扱いが制限されています。（条例第7条関係）

なお、条例附則（平成30年条例第5号）第2項におきまして、条例の施行の際、現に実施機関が保有している要配慮個人情報についての改正後の条例第7条ただし書の規定の適用については、施行後遅滞なく審査会の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでないと規定しています。

個人情報保護条例第7条の抜粋

（取扱いの制限）

第7条 実施機関は、要配慮個人情報を取り扱ってはならない。ただし、法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定に基づいて取り扱うとき、又はあらかじめ厚木市個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)の意見を聴いた上で正当な事務又は事業の実施のために必要があると認めて取り扱うときは、この限りでない。

3 要配慮個人情報の取扱いに係る諮問について

平成 30 年 3 月 20 日の条例改正以前から、現に実施機関が保有している要配慮個人情報については、施行後遅滞なく審査会の意見を聴くことと規定しています。

このため、条例改正以前から現に要配慮個人情報を保有していた実施機関は、条例第 7 条及び附則（平成 30 年条例第 5 号）第 2 項の規定により、要配慮個人情報の取扱いについて審査会に諮問を行い、平成 30 年 7 月 11 日及び 7 月 31 日開催の審査会での審議の結果、審査会において適当と認めた要配慮個人情報の取扱いに関する類型を含む答申を審査会から得たところです。

しかしながら、条例改正以前から実施機関が保有している要配慮個人情報を改めて調査したところ、当該諮問の対象に含めていない要配慮個人情報の取扱い事例がありましたので、要配慮個人情報の取扱いについて改めて審査会に意見を伺うものです。

審査会の答申及び審査会が適当と認めた類型【参考資料 3】
審査会に意見を伺う必要がある要配慮個人情報一覧【資料 1】